

## 提出書類・申請書類の記入等について

### ◎提出書類等について

提出書類を必ず事前に確認の上、不備のないように申請してください。

<必ず提出が必要なもの>

- 1) 願書
- 2) 応募者の顔写真（最近6カ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。）
- 3) 在籍高等学校の長による推薦書
- 4) 同一生計となる家族全員の住民票(写)＊続柄記載のもの
- 5) 高校1年次、2年次の成績がわかる証明書(写)
- 6) 同一生計となる家族全員分(乳幼児、就学者を除く)の平成30年度(平成29年分)の課税・非課税証明書(所得証明書)(写)  
＊ 収入の有無に関わらず提出してください。
- 7) 提出書類チェックリスト

<状況により提出が必要なもの>

- 8) 家庭状況により提出する書類  
・別表1を確認の上、該当する場合は必ず提出してください。  
・申請時に提出する書類と、内定後の提出でよい書類(証明書類等)があります。
- 9) 所得の種類により提出する書類  
・別表2を確認の上、該当する場合は必ず提出してください。  
・一人に複数の該当事項がある場合は、該当する全ての書類を提出してください。

＊ 家庭状況や所得の状況等について他に証明書類がない場合、[様式8]その他特記事項記入用紙により申し立ててください。

例)住民票上は同居しているが実際は別居別生計している者  
生活状況が急変したもの

**<別表1>家庭状況により提出する書類**

●申請時に提出するもの

区分	必要書類	証明書等の発行元
同一生計となる家族に障がい者がいる世帯	[様式4]身体障がい者手帳(写)貼付用紙 *身体障がい者手帳の氏名・等級・障がい名・交付日が記載されているページ(写)を貼付	市区町村
同一生計となる家族に長期療養者がいる世帯 (6カ月以上の期間療養中又は療養が見込まれるもの)	[様式5]長期療養状況申立書	
家計支持者が別居している世帯	[様式6]主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書	
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	[様式7]被害状況申立書	
家庭事情について、他に証明書類がない場合	[様式8]その他特記事項記入用紙	

●内定後に提出するもの

区分	必要書類	証明書等の発行元
同一生計となる家族に長期療養者がいる世帯 (6カ月以上の期間療養中又は療養が見込まれるもの)	[様式14-1]長期療養に係る診断書(写)貼付用紙 *医師の診断書(写)を貼付 [様式14-2]長期療養に係る領収書(写)等貼付用紙 *直近6カ月の支払領収書(写)を貼付 *健康保険や保険金等で補填された場合その書類(写)を貼付	医療機関 市区町村等
家計支持者が別居している世帯	[様式15]主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る領収書(写)等貼付用紙 *領収書(写)等を貼付	貸主 水道局等 が発行する領収書等
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	[様式16]被害状況申立に係る証明書・領収書(写)等貼付用紙 *被災(罹災)証明書(写)や修繕の見積書(写)及び保険金で支払を受けた証明書(写)を貼付	市区町村 消防署 警察署 保険会社等

＜別表2＞所得の種類により提出する書類

区分	必要書類	証明書等の発行元
給与所得者で平成29年1月以降の <b>新規・中途就職者</b>	[様式9]給与支払(予定)証明書 *出ない場合は最近3カ月分の給与明細(写)	勤務先
<b>退職者</b> (平成29年1月以降)	[様式10]退職(見込)申立書 *退職金がある場合は退職所得源泉徴収票(写)を貼付	退職した勤務先
<b>退職予定者</b> (平成30年12月まで)	[様式10]退職(見込)申立書	
<b>年金(恩給・老齢・遺族・障がい等)受給者</b> (平成29年1月～12月まで)	[様式11-1]手当等受給状況申立書 * [様式11-2]に年金の源泉徴収票(写)や最新の振込通知書・決定通知書(写)等を貼付	都道府県市区町村 社保庁等
<b>失業している者</b> (平成29年1月～12月まで)	[様式11-1]手当等受給状況申立書 * [様式11-2]に雇用保険受給資格者証(写)を貼付	職業安定所
<b>生活保護受給者</b> (平成29年1月～12月まで)	[様式11-1]手当等受給状況申立書 * [様式11-2]に生活保護決定通知書(写)を貼付	社会福祉事務所
<b>児童扶養手当・児童手当・児童育成手当受給者</b> (平成29年1月～12月まで)	[様式11-1]手当等受給状況申立書 * [様式11-2]に児童扶養手当(写)、児童育成手当(写)、児童手当通知書(写)等を貼付	市区町村
<b>申請者を除く同一生計となる家族に授業料免除および給付型奨学金の受給のある者(申請中も含む)</b> (平成30年度)	[様式12]申請者を除く同一生計となる家族の授業料免除および給付型奨学金受給状況申立書 * 授業料免除決定書(写)および、給付型の奨学金の受給証(写)等を貼付	大学等
<b>上記以外の臨時所得があった者</b> (平成29年1月以降)	[様式13]臨時所得に係る証明書等の貼付用紙 * 保険金、資産の譲渡金、山林所得の支払証明書等、臨時所得の所得額を証明する書類(写)を貼付	保険会社等

## ◎願書の記入方法について

### ●「家族の状況」の記入方法

- ・ 同一生計の家族として、同居、別居を問わず生計を同一にする者は全員記入してください。
- ・ 別居独立の生計を営む祖父母や兄弟姉妹は記入の必要はありません。
- ・ 申請者を除く就学者のうち、平成30年度の授業料免除および給付型奨学金の受給があるもの(申請中のものを含む)は、[様式12]に受給証等(写)を添付の上、平成30年度の受給見込額を記入してください。なお、貸与型の奨学金は記入の必要はありません。
- ・ 母子・父子・独立生計の世帯、家族の中に障がい者や長期療養者(6カ月以上)がいる世帯、主たる家計支持者が別居している世帯、火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯はこの欄に記入してください。
- ・ 記入事項がある場合、内定後、添付書類による証明が必要となります。内定者は後日、別表1の「家庭状況により提出する書類」を参照の上、該当する全ての書類を提出してください。

#### <長期療養者がいる世帯>

- ・ 長期療養とは6カ月以上の期間療養中または療養が見込まれる状況となります。
- ・ [様式5]長期療養状況申立書をもとに、最近6カ月間以内の療養費(入院の場合の食費を除く)により年間の自己負担額の見込金額を記入してください。
- ・ 療養費としては以下のものが該当します。健康保険等から補填された金額および、光熱水費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除いてください。
  - ◇ 医師または歯科医師への診療・治療費
  - ◇ 病院、診療所への入院費用
  - ◇ マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費
  - ◇ 治療または療養のための医薬品費
  - ◇ 病院、診療所への通院費用(必要不可欠なものに限る。)
  - ◇ 看護人に対して支払う費用(賄い費を含む。)
  - ◇ 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額

#### <主たる家計支持者が別居している世帯>

- ・ 主に家計を支えている人(父及び母またはこれに代わって家計を支える人)が単身赴任等で別居している場合に該当します。
- ・ [様式6]主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書をもとに、別居のために特別に支出している1カ月あたりの住居費・電気料・ガス料・上下水道費等の実費を記入してください。
- ・ 勤務先から単身赴任手当等で補填される場合は、支出額から差し引いてください。

#### <火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯>

- ・ 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があり、将来長期にわたって支出の増加または収入の減少がある場合が該当します。
- ・ 将来長期にわたって支出の増加または収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費や生産手段(店舗や農地等)が使用不能となった場合の売上の減少などを指します。

- ・ [様式7]被害状況申立書をもとに、①日常生活を営むために必要な資材の被害額(家屋の修繕費、賃貸費など)、②生産手段(店舗や農地等)に被害を受け、長期にわたって収入の減少となる年間金額、③保険金・損害賠償金・確定申告時の雑損控除などの金額を記入してください。

## ●「所得の状況」の記入方法

- ・ 同一生計の家族内において所得のあるもの全員分を記入してください。
- ・ 記入事項には添付書類による証明が必要となります。別表2「所得の種類により提出する書類」を参照の上、該当する全ての書類を提出してください。
- ・ 原則として平成29年1月～12月までの1年分の所得を申請書に記入してください。
- ・ 退職金や保険金、資産譲渡等の臨時所得に関しては平成29年1月以降現在までの所得を記入してください。
- ・ 授業料免除や奨学金については、「家族の状況欄」にのみ記入をし、所得の状況欄へ算入する必要はありません。

### <給与・役員報酬収入、アルバイトの欄の記入例>

- ・ 平成30年度(平成29年分)課税・非課税証明書の給与収入金額欄に記載されている金額を記入してください。

### <アルバイト収入のうち、所得証明がない場合>

- ・ 「アルバイト(所得証明がない場合)欄」に年間の所得額を記入してください。

### <平成29年1月以降に就職・転職をした場合の記入方法>

- ・ 給与支払(予定)証明書[様式9]を添付の上、前職での所得額でなく、現職で得る収入金額を推算した年収見込額を記入してください。

### <事業所得、不動産・利子・配当、その他の雑所得の欄の記入例>

- ・ 事業所得、不動産・利子・配当、その他の雑所得は、平成30年度(平成29年分)課税・非課税証明書の「所得金額」欄に記載されている金額を記入してください。
- ・ 所得金額がマイナスの場合は「0」として扱います。プラスの所得金額とマイナスの所得金額との相殺はできません。
- ・ その他の雑所得に関して、年金収入が含まれている場合は、年金収入額を差し引いた金額を記入してください。

### <手当や援助の欄の記入例>

- ・ 失業給付金については雇用保険受給資格者証をもとに平成29年分の受給額を記入してください。
- ・ 年金・恩給については年金の源泉徴収票や振込通知書等をもとに平成29年分の受給額を記入してください。
- ・ 児童扶養手当や生活保護等の生活扶助費については児童扶養手当通知書や生活保護決定通知書等をもとに、平成29年分の受給額を記入してください。
- ・ 援助、養育費については平成29年分の同一生計世帯以外からの援助の年額を記入してください。

<平成29年1月以降、現在までの臨時所得の欄の記入例>

- ・平成29年1月以降現在までの臨時所得の合計を記入してください。
- ・退職金については退職所得の源泉徴収票をもとに控除後の金額を記入してください。
- ・保険金・資産譲渡等の臨時所得については保険金、資産譲渡金、山林所得の支払証明書等をもとに控除後の金額を記入してください。

●平成30年度(平成29年分)所得証明書の例  
(市区町村によって様式は異なります。)

### 市民税・県民税(所得・課税)証明書

住所 ●●●●●●●●●●  
氏名 ●●●●●●●●●●

年度	市所得割額	
平成30年度	県所得割額	¥ × × × × ×
平成29年分 合計所得金額		¥1,234,000
所得金額の内訳		
給与所得		¥1,840,000
営業等所得		¥385,000
農業所得		¥0
不動産所得		¥550,000
利子所得		¥41,000
配当所得		¥0
雑所得(※)		¥50,000
譲渡・一時		¥150,000
※以下余白		
給与収入金額		¥2,596,000
年金収入金額		

・平成30年度の証明書を提出してください。平成29年度は平成28年の証明となるため、不可となります。

・事業所得、不動産・利子・配当、その他の雑所得は、「所得金額」欄に記載されている金額を記入してください。

・所得金額がマイナスの場合は「0」として扱います。プラスの所得金額とマイナスの所得金額との相殺はできません。

・その他の雑所得に関して、「所得金額」欄に記載されている金額を記入してください。

・年金収入が含まれている場合は、年金収入額を差し引いた金額を記入してください。

・給与・役員報酬収入、アルバイトの欄は給与収入金額欄に記載されている金額を記入してください。